

身延町事後審査型条件付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この試行要領は、身延町が発注する業務委託に係る事後審査型条件付一般競争入札の試行に関し、身延町財務規則(平成16年身延町規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 事後審査型条件付一般競争入札の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、指名会議(身延町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱第8条に定めるものをいう。以下同じ。)において審議決定したものを対象とする。

(入札公告)

第3条 町長は、対象業務を事後審査型条件付一般競争入札に付すこととした場合は、規則第177条に規定する事項のほか次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 身延町事後審査型条件付一般競争入札参加申出書(様式第1号。以下「参加申出書」という。)の提出期限及び提出場所
- (2) 落札者の決定方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

2 前項の規定による公告の方法は、次のとおりとする。

- (1) 身延町公告式条例第2条第2項に定める掲示場での掲示
- (2) 身延町ホームページへの掲載

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者は、身延町事後審査型条件付一般競争入札共通事項に定める参加資格を満たしていなければならない。

(入札参加手続等)

第5条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、参加申出書を公告に示す期日までに持参により町へ提出するものとする。参加申出書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第6条 入札保証金及び契約保証金は、規則の規定によるものとし、その内容について公告するものとする。

2 入札保証金は、落札者にあつては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は、当該担保の提供後)、その他の者にあつては落札者の決定後に返還するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加者を事

後審査型条件付一般競争入札に参加させないものとする。

(1) 第4条の規定による入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 第5条の規定による提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第8条 入札参加者は、次の入札参加資格を確認する書類(以下「確認書類」という。)を、指定する日時及び場所まで持参により提出しなければならない。

(1) 身延町事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書(様式第3号)及び添付資料

(2) 資格要件等総括表(様式第4号)及び添付資料

(3) 同種工事等の施工実績(様式第5号)及び添付資料

(4) その他指定の書類

2 落札候補者が前項の規定に基づく確認書類を提出期日に提出しないとき又は、落札候補者が入札参加資格要件確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札の執行)

第9条 事後審査型条件付一般競争入札において、入札参加者の数が1者に満たないときは、入札を執行しないものとする。

2 入札は1回とする。

3 入札書は、指定様式(様式第2号)によるものとする。

(開札)

第10

条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 入札執行者は、開札したのち、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で入札した者を落札候補者とし、価格の低い順に3番目までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、開札を終了する。

(入札参加資格要件の審査)

第11条 町長は、最も入札価格の低い落札候補者(以下「第一位の落札候補者」という。)から順に、確認書類の審査を行うものとし、前条第1項に規定する確認書類の提出期日の翌日から起算して3日以内(閉庁日を除く)に審査を行うものとする。ただし、落札候補者の審査に疑義が生じたときは、身延町公正入札調査委員会(以下「公正委員会」という。)に諮り、落札者としての適否について意見を聴くものとし、この場合における確認書類の審査は、3日を超えて行うことができるものとする。

2 前項の規定による審査の結果、第一位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、その者の入札を無効とし、次に低い入札価格の落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)から順次審査を行い、適格者が確認できるま

で行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

- 3 町長は、前2項の審査の結果、入札参加資格要件を満たす者が確認された場合、その者を落札者として決定し、当該落札者には速やかに落札決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。
- 4 町長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、身延町事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書(様式8号)により通知するものとする。
- 5 前項の規定により入札参加資格要件を満たしていないことの通知を受けた者(以下「不適合通知受領者」という。)は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、入札参加資格要件を満たしていないと認められた理由(以下「不適合理由」という。)についての説明を、書面により求めることができるものとする。
- 6 町長は、不適合理由について説明を求められた場合は、当該書面を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。なお、回答については、公正委員会の審議を経て決定することができる。

(その他)

第12条 この試行要領に定めるもののほか事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

※本文中で使用する様式については、身延町事後審査型条件付一般競争入札試行要領及び身延町事後審査型条件付一般競争入札共通事項で用いる提出書類等様式一覧を参照すること。